

一、相关新法令、新政策

● [关于对《合格境外机构投资者境内证券投资外汇管理规定》进行修改的公告](#)

【发布单位】国家外汇管理局
 【发布文号】国家外汇管理局公告〔2012〕2号
 【发布日期】2012-12-07
 【实施日期】2012-12-07
 【内容提要】根据该公告：

| |
|---|
| QFII 投资额度可超过 10 亿美元 |
| 主权基金、央行及货币当局等机构投资额度上限可超过等值 10 亿美元。 |
| 人民币账户设立 |
| 合格投资者应凭国家外汇管理局额度批复文件，并按照境外机构境内人民币结算账户管理的有关规定，在托管行或境内其他商业银行开立与外汇账户相对应的人民币专用存款账户。 |
| 资金汇出 |
| <ul style="list-style-type: none"> 合格投资者可在投资本金锁定期结束后，分期、分批汇出本金和收益。合格投资者每月汇出资金（本金、收益）总额不得超过其上一年度境内总资产的 20%。 开放式中国基金可根据申购或赎回的轧差净额，由托管行按周为其办理相关的资金汇入或汇出。每月累计净汇出资金不得超过上一年度基金境内总资产的 20%。 |

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhqgl/jwrzyjzjgl/node_zcfg_zbxm_kjzwtz_store/4b1fcc004dce456bad0badfd3fd7c3dc/

● [服务业发展“十二五”规划](#)

【发布单位】国务院
 【发布文号】国发〔2012〕62号
 【发布日期】2012-12-01
 【实施期间】2011-2015
 【内容提要】该规划提出“生产性服务业和生活性服务业”两项服务业发展重点、扩大服务业开放、改革完善服务业发展体制等。简要介绍如下：

| |
|---|
| “服务业发展重点”之“生产性服务业”，包括： |
| <ul style="list-style-type: none"> (一) 金融服务业 (二) 交通运输业 (三) 现代物流业 (四) 高技术服务业 (五) 设计咨询 |

一、関連する新法令、新政策

● [「適格外国機関投資家国内証券投資外貨管理規定」改正に関する公告](#)

【発布機関】国家外貨管理局
 【発布番号】国家外貨管理局公告〔2012〕2号
 【発布日】2012-12-07
 【施行日】2012-12-07
 【概要】本公告によると、下記の通りである。

| |
|--|
| QFII 投資枠は 10 億米ドルを超えることが可能 |
| SWF 基金、中央銀行および通貨当局などの機関の投資枠上限は 10 億米ドル相当を超えることが可能である。 |
| 人民元建て口座の開設 |
| 適格投資家は国家外貨管理局の限度額に関する返答書を以て、外国機関の国内人民元建て決算口座管理に関する関係規定に従い、信託銀行または国内のその他の商業銀行において外貨口座の人民元専用預金口座を開設する必要がある。 |
| 資金送金 |
| <ul style="list-style-type: none"> 適格投資家は投資元金のロックアップ期間終了後、期間を分けて、または分割して元金と収益を送金することができる。適格投資家は毎月、送金する資金（元金、収益）総額は前年度末の国内総資産の 20%を超えてはならない。 開放型中国基金は購入申し込みまたは払戻の差額（純額）に基づき、信託銀行が 1 週間ごとに資金の入金または送金を行うことができる。毎月の累計送金資金（純額）は前年度末の基金の国内総資産の 20%を超えてはならない。 |

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhqgl/jwrzyjzjgl/node_zcfg_zbxm_kjzwtz_store/4b1fcc004dce456bad0badfd3fd7c3dc/

● [サービス業発展の「第十二次五ヵ年」計画](#)

【発布機関】国务院
 【発布番号】国発〔2012〕62号
 【発布日】2012-12-01
 【施行期間】2011-2015
 【概要】本計画では、「生産型サービス業および生活型サービス業」の 2 項目のサービス業発展を重点ポイントとし、サービス業の開放を拡大し、サービス業の発展体制を改革・整備することなどを取り上げている。下記の通り、簡潔に説明する。

| |
|--|
| 「サービス業発展重点ポイント」の「生産型サービス業」の内容： |
| <ul style="list-style-type: none"> (一) 金融サービス業 (二) 交通運輸業 (三) 現代物流業 (四) ハイテクサービス業 (五) 設計コンサルティング |

| |
|---|
| <p>(六) 科技服务业 (七) 商务服务业 (八) 电子商务 (九) 工程咨询服务业 (十) 人力资源服务业 (十一) 节能环保服务业 (十二) 新型业态和新兴产业</p> |
| <p>提高服务业利用外资水平</p> <ul style="list-style-type: none"> 鼓励引进设计、研发和营销等方面先进技术和管理经验，鼓励设立外商投资研发中心。 引导外商投资发展交通运输、现代物流、银行、证券、保险、信息、软件设计开发、商务服务、工程咨询服务、节能环保服务等生产性服务业。 推进教育、医疗、体育、文化、旅游、电信等领域对外开放。 吸引外商投资发展家庭服务业，鼓励外商投资职业技能培训。 引导房地产领域的外资投向，鼓励外资投资参与保障性安居工程、绿色节能环保建筑的建设。 鼓励外商投资设立创业投资企业，引导外商投资发展融资担保等金融服务关联产业，支持符合条件的外商投资服务业企业境内公开发行股票、发行企业（公司）债券和中期票据，拓宽融资渠道。 鼓励跨国公司在华设立地区性总部和功能性机构。推进服务业在部分区域和领域试点先行开放。 |
| <p>改革完善服务业发展体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 扩大服务业开放领域，完善服务业外资准入和经营的法律法规。 结合营业税改征增值税试点，逐步扩大增值税征收范围。合理调整消费税征收范围、税率结构和征收环节。研究扩大物流企业营业税差额征税范围，完善征税办法。 |

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwgk/2012-12/12/content_2288778.htm

● **外国人在中国永久居留享有相关待遇的办法**

【发布单位】中共中央组织部、人力资源社会保障部、公安部等 25 部门
【发布文号】人社部发〔2012〕53 号
【发布日期】2012-09-25
【实施日期】2012-09-25
【内容提要】根据该办法：

- 持有外国人在中国永久居留证（中国“绿卡”）的外籍人员除

| |
|--|
| <p>(六) 科学技术服务业 (七) ビジネスサービス業 (八) 電子商取引 (九) 工事コンサルティングサービス業 (十) 人的資源サービス業 (十一) 省エネ環境保護サービス業 (十二) 新型業態および新興産業</p> |
| <p>サービス業における外資利用レベルの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計、研究・開発およびマーケティングなどの分野において先端技術と管理経験を導入することを奨励し、外国投資家による R&D センターの設立を奨励する。 交通運輸、現代物流、銀行、証券、保険、情報、ソフトウェア設計開発、ビジネスサービス、工事コンサルティングサービス、省エネ環境保護サービスなどの生産型サービス業を発展させるべく、外国投資家による投資を誘導する。 教育、医療、体育、文化、旅行、電信などの分野の対外開放を進める。 家庭向けサービス業への外国投資家による投資を牽引し、職業技能訓練に外国投資家が投資することを奨励する。 不動産分野における外資による投資を誘導し、低所得者向け住宅工事、エコ省エネ環境保護建築物の建設への外資の投資・参与を奨励する。 ベンチャーキャピタル企業の設立に外国投資家が投資することを奨励し、融資担保などの金融サービス関連産業に外国投資家が投資するよう誘導し、条件に適合する外商投資サービス業企業が国内で株式の公開発行、企業（会社）債券、中期手形の発行を行い、融資ルートを拡大するよう支持する。 多国籍会社が中国で地域本部および機能型機構を設立することを奨励する。一部の地域および分野でのサービス業の開放を試験的に行う。 |
| <p>サービス業発展体制の改革・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス業の開放分野を拡大し、サービス業の外資参入・経営に関する法律法規を整備する。 営業税の増値税一本化試行と併せ、増値税課税範囲を徐々に拡大する。消費税の課税範囲、税率構造、課税段階の合理的調整を行う。物流企業の営業税の差額課税範囲の拡大について研究し、課税方法を整備する。 |

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwgk/2012-12/12/content_2288778.htm

● **外国人の中国永住待遇に関する弁法**

【発布機関】中国共産党中央委員会組織部、人的資源社会保障部、公安部などの 25 部門
【発布番号】人社部発〔2012〕53 号
【発布日】2012-09-25
【施行日】2012-09-25
【概要】本弁法によると、下記の通りである。

- 外国人の中国永住居留証（中国「グリーンカード」）を有する外国籍人員

政治权利和法律法规规定不可享有的特定权利和义务外，原则上和中国公民享有相同权利，承担相同义务。

- 包括：就业、签证居留、通关、投资、职称、子女教育、社保、住房公积金、购房、办理金融业务、购物、旅行、驾照等方面。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2012-12/12/content_2288640.htm

● 关于 2013 年部分节假日安排的通知

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发发明电〔2012〕33 号

【发布日期】2012-12-08

【内容提要】该通知对 2013 年元旦、春节、清明节、劳动节、端午节、中秋节和国庆节放假调休日期进行了具体安排。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2012-12/10/content_2286598.htm

● 广东省劳动保障监察条例（广东）

【发布单位】广东省人民代表大会常务委员会

【发布文号】广东省第十一届人民代表大会常务委员会公告第 91 号

【发布日期】2012-11-29

【实施日期】2013-05-01

【内容提要】该条例在用人单位到底有无“罚款权”问题上明确表态：违法。

- 用人单位的规章制度规定了罚款内容，或者其扣减工资的规定没有法律、法规依据的，由人力资源社会保障行政部门责令改正，给予警告。
- 用人单位对劳动者实施罚款或者没有法律、法规依据扣减劳动者工资的，由人力资源社会保障行政部门责令限期改正；逾期未改正的，按照被罚款或者扣减工资的人数每人二千元以上五千元以下的标准处以罚款。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.rd.gd.cn/pub/rdweb/syxw/201212/t20121205_129028.html

は政治権利および法律法規にて受けられないと規定されている特定の権利・義務を除き、原則として中国公民と同じ権利・義務を有する。

- 内容：就労、居留ビザ、通関、投資、職名、子女教育、社会保険、住宅積立金、住宅購入、金融業務手続き、ショッピング、旅行、運転免許など。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2012-12/12/content_2288640.htm

● 2013 年一部の祝祭日手配についての通知

【発布機関】国务院弁公庁

【発布番号】国弁発明電〔2012〕33 号

【発布日】2012-12-08

【概要】本通知は、2013 年元旦、春節、清明節、労働節、端午節、中秋節および国慶節の休日振替日について具体的な手配を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2012-12/10/content_2286598.htm

● 広東省労働保障監察条例（広東）

【発布機関】広東省人民代表大会常務委員会

【発布番号】広東省第十一回人民代表大会常務委員会公告第 91 号

【発布日】2012-11-29

【施行日】2013-05-01

【概要】本条例は雇用主の「罰金処分権」の有無について明確にしたうえで、違法であるとしている。

- 雇用主の規則制度において、罰金内容を規定している、または賃金を控除・減額する旨の規定に法律、法規上の根拠がない場合、人的資源社会保障行政部門が是正を命じ、警告する。
- 雇用主が労働者を罰金に処したまたは法律、法規上の根拠なく労働者の賃金を控除・減額した場合、人的資源社会保障行政部門が期限付きで是正を命じる。期限を過ぎてても是正しなかった場合、罰金または賃金控除・減額処分を受けた人数に従い、1 人あたり 2000 元以上 5000 元以下の基準にて罰金に処する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.rd.gd.cn/pub/rdweb/syxw/201212/t20121205_129028.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- 《价格行政处罚程序规定》公开征求意见

国家发展和改革委员会对《价格行政处罚程序规定》进行了修改，形成征求意见稿，现向社会公开征求意见（截止时间为2013年01月12日）。与现行规定相比，该征求意见稿的修订内容主要包括：

| |
|--|
| 增加“管辖”一章 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 价格行政处罚由价格违法行为发生地的县级以上价格主管部门管辖。法律、行政法规另有规定的除外。 ▪ 市级、省级、国务院价格主管部门管辖其同级政府及其工作部门管理的事业单位、社会团体和企业（分公司、子公司、分支机构除外）的案件等。 |
| 其他 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 明确执法人员回避的具体情形（现行规定仅为“有直接利害关系”）。 ▪ 价格主管部门作出责令停业整顿、较大数额罚款等行政处罚决定（删除“吊销收费许可证”情形）之前，应当书面告知当事人有要求举行听证的权利。 ▪ 价格主管部门应当在当事人提出听证申请后<u>三十日内</u>组织听证（明确了时限）。 ▪ 增加：除涉及国家秘密、商业秘密或者个人隐私外，听证应当公开举行。 ▪ 增加：违法行为在<u>二年内</u>未被发现的，不再给予行政处罚。 |

（摘自中国政府法制信息网；2012年12月14日发布）

- 境外机构人民币银行结算账户开立和使用简介（连载之一/共二篇）

近年来，中国致力于推动人民币国际化，已见初步成效。从跨境人民币贸易开始，跨境人民币业务已经覆盖“其他经常项目、境外直接投资、境外贷款业务”等业务领域，且已经形成了以“人民币业务清算行”、“人民币业务代理行”、“境外机构人

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- 「価格行政処罰手続規定」がパブリックコメントを募集する

国家発展および改革委員会は「価格行政処罰手続規定」を改正し、意見募集案を作成し、現在、パブリックコメントを募集している（締切は2013年1月12日である）。現行規定と比べて、本意見募集案では主に下記の内容が改正された。

| |
|--|
| 「管辖」の章節を追加した |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 価格行政処罰は価格違法行為発生地の県級以上の価格所轄部門が管轄する。法律、行政法規に別途規定がある場合は除く。 ▪ 市級、省級、國務院価格所轄部門が同級政府およびその作業部門が管理する事業単位、社団組織、企業（分公司、子会社、分支機構を除く）の案件などを管轄する。 |
| その他 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 法執行人員が回避すべき具体的状況を明確にした（現行規定はあくまでも「直接利害関係がある場合」のみを対象としている）。 ▪ 価格所轄部門が営業停止・整顿の命令、比較的多額の罰金などの行政処罰決定を行う（<u>「費用徴収許可証を取り上げる」という状況を削除</u>）前に、聴聞実施を要求する権利があることを書面にて当事者に告知する必要がある。 ▪ 価格所轄部門は当事者が聴聞申請を行った後<u>30日以内に聴聞を実施する必要がある（期限を明確にした）</u>。 ▪ 追加：国家秘密、営業秘密または個人のプライバシーに関係する場合を除き、聴聞は公開で実施する必要がある。 ▪ 追加：違法行為が<u>2年以内に発見されなかった場合</u>、行政処罰に処しない。 |

（2012年12月14日付の中国政府法制情報サイトより抜粋）

- 国外機関の人民元銀行決済口座開設および使用に関する簡潔な紹介（連載その一/計二編）

近年、中国は人民元の国際化の推進に力を入れ、すでにその効果が見え始めている。クロスボーダー人民元貿易から始まり、国境を行き来する人民元業務は、すでに「その他の經常項目、海外直接投資、海外貸付業務」などの業務分野をカバーし、且つ「人民元業務清算

民币银行结算账户”（简称“人民币 NRA 账户”）等三种方式为主体的人民币资金结算路径。本文以人民币国际化的政府主管部门——中国人民银行于近期发布《关于境外机构人民币银行结算账户开立和使用有关问题的通知》¹（银发[2012]183号）为契机，根据《境外机构人民币银行结算账户管理办法》（银发[2010]249号）、《关于明确跨境人民币业务相关问题的通知》（银发[2011]145号）等相关法律文件，结合相关实务经验，以 Q&A 形式，对人民币 NRA 账户的开立和使用相关事宜进行简要回顾和总结，供企业参考。

Q1: 什么是人民币 NRA 账户？

A: 人民币 NRA 账户，是指在中国境外（含港、澳、台地区）合法注册、成立的机构（简称“境外机构”）为依法开展跨境人民币业务、办理人民币资金收付需要，向中国境内的中资和外资银行（简称“银行”）申请开立的跨境银行账户²。

人民币 NRA 账户区别于境内机构开立的人民币银行结算账户，具有离岸账户的功能，账户前应特别标注“NRA”（Non-Resident Account）字样。

Q2: 为什么要开立人民币 NRA 账户？

A: 人民币账户是境外机构办理跨境人民币业务的必要前提。与“人民币业务清算行”和“人民币业务代理行”等方式相比，境外机构开立人民币 NRA 账户的门槛较低，操作简便，且账户一旦开立，原则上，境外机构可对其存续、资金收支等进行自主管理，中国法律对其约束相对较少，因此，更能符合境外机构的业务经营和资金管理需要。

境外机构开立人民币 NRA 账户，本质上服务于与中国境内企业的业务合作需要。以人民币为媒介的业务合作，给中国境内企业提供了诸多便利，有利于提高境外机构与中国境内企业的合作机会，促进互利、共赢。该等“便利”主要体现在：

1. 节约中国境内企业成本。对于普通企业，以人民币作为贸易结算币种，无需兑换，可节约汇兑、结算和套期保值等方面的成本；对于跨国

银行」、「人民币业务代理银行」、「国外機関の人民币銀行決済口座」（「人民币 NRA 口座」という）という 3 通りの方式を主体とする人民币資金決済手段を形成している。本文は、人民币国際化をつかさどる政府主管部门である中国人民銀行が先頃「国外機関の人民币銀行決済口座の開設と使用の關係事項に関する通知」¹（銀發[2012]183 号）を發布したことをきっかけに、「国外機関の人民币銀行決済口座管理弁法」（銀發[2010]249 号）、「クロスボーダー人民币業務關係事項を明確にすることについての通知」（銀發[2011]145 号）などの關係する法律文書に基づき、実務経験と併せ、Q&A 形式により、ご参考までに人民币 NRA 口座の開設および使用について簡潔に振り返り、まとめる。

Q1: 人民币 NRA 口座とは何か？

A: 人民币 NRA 口座とは、中国国外（香港、マカオ、台湾地域を含む）にて適法に登録し、成立した機関（「国外機関」という）が法に照らしてクロスボーダー人民币業務を取り扱い、人民币資金の決済上の必要から、中国国内の中国資本および外資銀行（「銀行」という）に開設を申請するクロスボーダー銀行口座²をいう。

人民币 NRA 口座は、国内機関が開設する人民币銀行決済口座とは異なり、オフショア口座としての機能を持ち、口座の前に「NRA」(Non-Resident Account)と特別に表示される。

Q2: なぜ人民币 NRA 口座を開設する必要があるのか？

A: 人民币口座は、国外機関がクロスボーダー人民币業務を取扱う際に必要な前提である。「人民币業務清算銀行」や「人民币業務代理銀行」などの方式と比べると、国外機関が人民币 NRA 口座を開設することのハードルは低く、取扱も簡単であり、しかもひとたび開設すると、原則として、国外機関はその存続、資金のやりとりなどについて自主的に管理することができ、中国の法律がこれを拘束することも少ないため、国外機関の業務経営および資金管理上のニーズに一層対応できる。

国外機関が開設する人民币 NRA 口座は、本質上、中国国内企業との業務提携に役立つものである。人民币を媒介とする業務提携は、中国国内の企業に多くの利便を提供し、国外機関と中国国内企業との提携の機会を増やし、互いに利益をもたらさし合うよう促進するものである。これらの「利便」とは具体的には主に以下のものが挙げられる。

¹ 该法律文件由中国人民银行于 2012 年 07 月 26 日发布，全文可通过北大法律信息网等法规查询网站检索，但目前在中国人民银行的官方网站上尚未正式收录。

² 本法律文書は、中国人民銀行が 2012 年 7 月 26 日に發布したものであり、全文は北大法律信息网などの法規検索サイトで検索できるが、現在のところ、中国人民銀行のオフィシャルサイトではまだ正式に収録されていない。

² 以下账户，有自己的管理规范，不属于通常所说的“人民币 NRA 账户”，本文不作探讨：（1）境外中央银行（货币当局）因货币互换操作等需要在境内银行开立的人民币银行结算账户；（2）境外银行因提供清算或结算服务需要，在境内银行开立的人民币同业往来账户；（3）合格境外机构投资者在境内从事证券投资开立的人民币特殊账户；（4）境外中央银行（货币当局）、港澳地区人民币业务清算行和跨境贸易人民币结算境外参加银行等机构，因投资银行间债券市场的人民币资金需要开立的账户。

² 以下の口座は、自己の管理規範があり、通常いわゆる「人民币 NRA 口座」には該当しないため、本文では説明を割愛する。（1）国外中央銀行（通貨当局）が通貨の交換オペレーションなどの必要から国内銀行に開設した人民币銀行決済口座。（2）国外銀行が清算または決済サービスを提供する必要から、国内銀行に開設した人民币同業往來口座。（3）国外適格機関投資家が国内で証券投資を取扱うために開設した人民币特別口座。（4）国外中央銀行（通貨当局）、香港・マカオ地区の人民币業務清算銀行およびクロスボーダー貿易人民币決済の国外参加銀行などの機関が、銀行間の債券市場の人民币資金を投資するために開設が必要な口座。

- 公司集团，使用人民币结算使企业多一种管理集团资金的方式，可提高集团资金运作效率。
2. 扩大中国境内企业融资渠道。与跨境贸易人民币结算相关的贸易融资（包括但不限于，远期信用证、海外代付、协议付款、预收延付），不纳入现行外债管理，且较易延长付款期限，为中国境内企业提供了新的融资渠道。
 3. 简化手续、提高效率。使用人民币结算，无需办理进出口外汇核销，无需向海关提交核销单，异地付汇时无需备案；出口收汇无需待核查，退税与收款同时进行，申报币种与退税币种一致，避免汇率折算损失，减少原有操作环节；结算资金在中国境内清算，收付路径清晰，无时差影响，可以提高资金运作效率，加快结算速度。

Q3：人民币 NRA 账户的开立条件和原则是什么？

A：人民币 NRA 账户的开立条件和原则概要如下：

1. 凡在中国境外合法注册成立的境外机构，只要其拟在或正在中国境内开展的经营活动符合中国相关法规或经政府主管部门批准，均可向银行申请开立人民币 NRA 账户，用于人民币资金收付。
2. 境外机构在境内只能开立一个基本存款账户，该账户的开立应经中国人民银行事先核准。基本存款账户开立后，境外机构可以根据办理跨境人民币业务的需要，开立一般存款账户和专用存款账户³。
3. 人民币 NRA 账户的存款人、账户和负责人名称可为中文或者英文。境外机构在境外合法注册成立的证明文件、负责人有效身份证件上记载有中文名称的，应当采用中文；记载非中文或者非英文名称的，应当使用翻译后的中文。

³ 基本存款账户、一般存款账户和专用存款账户是中国人民银行根据人民币银行结算账户的资金用途所作的账户分类，具体参照《人民币银行结算账户管理办法》执行。

³ 基本预金口座、一般预金口座および専用预金口座は、中国人民銀行が人民币銀行決済口座の資金用途に基づき行う口座分類であり、具体的には「人民币銀行決済口座管理弁法」に照らして実施される。

1. 中国国内企業のコストを節約する。一般的な企業にとっては、人民币を貿易決済の通貨とすれば、換金の必要がなく、外貨換金、決済およびオプション取引による利益確保などの方面でのコストを節約することができる。多国籍会社グループにとっては、人民币決済の使用は、企業にとってグループ資金管理方式が一つ多くなることになり、グループ資金運営効率を高めることができる。
2. 中国国内企業の融資ルートを拡大する。クロスボーダー貿易人民币決済に関する貿易融資（ユーザンスクレジット、リファイナンス、協議支払、前受け延払いを含むがこれらに限定しない）は、現行の外債管理対象とはならず、且つ支払い期日の延期がしやすく、中国国内企業に新たな融資ルートを提供している。
3. 手続を簡素化し、効率を引き上げる。人民币を使用して決済する場合、輸出入外貨照合抹消手続を行う必要がなく、税関に照合抹消用紙を提出する必要がなく、異地での外貨による支払いの際に届出を行う必要がない。輸出時の外貨受取りにおいて調査を受ける必要はなく、税金払戻と代金の受領を同時に行い、申請通貨と払戻税の通貨が一致しており、為替レートの換算による損失を回避し、従来のオペレーションの段階を減らすことができる。決済資金は中国国内で清算し、収支のルートが明白であり、時差の影響を受けることなく、資金運営の効率を引き上げ、決算のスピードアップが可能である。

Q3：人民币 NRA 口座の開設条件と原則とは何か？

A：人民币 NRA 口座の開設条件と原則の概要は以下の通りである。

1. 中国国外に適法に登録設立した国外機関であれば、同社が中国国内で実施または実施しようとしている経営活動が中国の関係法規に適合または政府主管部门の許可を獲得した場合、いずれも銀行に申請し、人民币 NRA 口座を開設し、人民币資金の決済に使用することができる。
2. 国外機関は国内に基本預金口座を一つしか開設できず、この口座の開設にあたっては、事前に中国人民銀行の認可を受けなければならない。基本預金口座を開設した後、国外機関はクロスボーダー人民币業務手続を行う必要に基づき、一般預金口座と専用預金口座³を開設することができる。
3. 人民币 NRA 口座の預金者、口座および責任者の名称は、中国語または英語とすることができる。国外機関が国外で適法に登録設立したことの証明文書、責任者の有効な本人証明書上に中国語の名称が記載されている場合は、中国語を採用し、中国語以外または英語以外の名称が記載されている

場合は、翻訳後の中国語を使用しなければならない。

Q4: 如何开立人民币 NRA 账户?

A: 以基本存款账户为例⁴，开立人民币 NRA 账户的基本流程如下：

| 序号 | 基本流程 | 备注 |
|----|---------------------------|--|
| 1 | 境外机构选择开户银行 | 选定的开户银行应符合以下条件： 1) 具有办理国内外结算等业务经营资格； 2) 已接入人民币跨境收付信息管理系统。 |
| 2 | 境外机构向银行提交开户申请资料，在银行预留签章 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 开户申请资料主要包括如下三类： 1) 开立单位银行结算账户申请书； 2) 在境外合法注册成立的证明文件； 3) 境外机构在境内开展相关活动所依据的法规或政府主管部门的批准文件⁵。 ▪ 预留签章为境外机构公章或财务专用章及账户有权签字人的签章，没有公章或财务专用章的，可为账户有权签字人的签章。 |
| 3 | 银行对开户证明文件进行审核，出具合法性审核书面声明 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 银行应通过适当途径核查第 2 步骤第 2)、3)项文件的真实性、合规性和完整性。 ▪ 合法性审核书面声明是中国人民银行核准账户开立的必要文件之一。 |
| 4 | 银行将开户申请资料报 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 开户许可证是境外机构开立任何人民币 NRA 账户 |

Q4: 人民币 NRA 口座は、どのように開設するか?

A: 基本預金口座を例に挙げると⁴、人民币 NRA 口座を開設する際の基本的な流れは以下の通りである。

| 番号 | 基本的な流れ | 備考 |
|----|---|--|
| 1 | 国外機関が口座開設銀行を選択する。 | <p>選択する口座開設銀行は以下の条件に適合していなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国内外の決済などの業務経営資格を有すること。 2) 人民币クロスボーダー決済情報管理システムに接続していること。 |
| 2 | 国外機関が銀行に口座開設申請資料を提出し、銀行に印鑑の印影を提出する。 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 口座開設申請資料には主に以下の三つのものが含まれる。 1) 機関の銀行決済口座開設申請書。 2) 国外で適法に登録し設立したことの証明書類。 3) 国外機関が国内で係る活動を行う根拠となる法規または政府主管部门の許可文書⁵。 ▪ 印影を提出する印鑑とは、国外機関の社印または財務専用印および口座の権限ある署名者の印鑑をいい、社印または財務専用印がない場合は、口座の権限ある署名者の印鑑でよい。 |
| 3 | 銀行が口座開設証明書類を審査し、適法性についての審査に関する書面の声明を発行する。 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 銀行は適切なルートを通じて第 2 ステップの第 2)、3)号にいう書類の真实性、適法性および完備性を確認しなければならない。 ▪ 適法性の審査に関する書面の声明は、中国人民银行が口座開設を認可する必要書類の一つである。 |
| 4 | 銀行が口座開設申請資 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 口座開設許可証は、国外機関がいずれか人民币 NRA 口 |

⁴ 境外机构开立一般存款账户和专用存款账户的，在提交了开立基本存款账户时获得的开户许可证基础上，通常无需再经过第 3 和第 4 个步骤。

⁴ 国外機関が一般預金口座および専用預金口座を開設する場合、基本預金口座を開設した際に獲得した口座開設許可証を提出すれば、通常、第 3 および第 4 のステップを改めて踏む必要はない。

⁵ 例如，开展跨境贸易活动的，可以《跨境贸易人民币结算试点管理办法》作为法规依据；开展外商直接投资业务的，可以《商务部关于跨境人民币直接投资有关问题的通知》和《外商直接投资人民币结算业务管理办法》作为法规依据。实践中，银行对该等法规都较为熟悉，在境外机构申请开立账户时，并不必然需要其提供该等法规。

⁵ たとえば、クロスボーダー貿易活動を行う場合、「クロスボーダー貿易人民币決済試行管理弁法」を法規上の根拠とすることができる。外商直接投資業務を行う場合は、「クロスボーダー人民币直接投資の關係事項に関する商務部による通知」および「外商直接投資人民币決済業務管理弁法」を法規上の根拠とすることができる。実践においては、銀行はこれらの法規についてはいずれも詳しく、国外機関が口座開設の申請を行う場合、必ずしもこれらの法規の提供を必要とはしない。

| | | |
|---|--|---|
| | 中国人民銀行当地分支机构核准，获取基本存款账户开户许可证 | <p>的前提。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人民币 NRA 账户无需外汇管理部门核准，但境外机构申领特殊机构代码时，应向外汇管理部门提出申请⁶。 |
| 5 | 银行为境外机构办理人民币 NRA 账户开户手续，将开户信息录入人民币跨境收付信息管理系统 | 人民币跨境收付信息管理系统是中国人民银行管理人民币 NRA 账户的依据，该账户的开立、变更、撤销以及资金结算收付等信息都需要报送该系统，接受监管。 |

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在下期《里兆法律资讯》(Issue 325)中，我们将继续对“人民币 NRA 账户的使用条件和原则”、“如何使用人民币 NRA 账户”、“如何管理人民币 NRA 账户”等进行分析。

(里兆律师事务所 2012 年 12 月 14 日整理编写)

| | | |
|---|---|---|
| | 料を中国人民銀行の現地の支店に提出してその認可を受け、基本預金口座開設許可証を入手する。 | <p>座を開設する前提条件である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人民元 NRA 口座は、外貨管理部門の認可が必要ないが、国外機関が特別機関コードを申請する場合には、外貨管理部門に申請を行わなければならない⁶。 |
| 5 | 銀行が国外機関のために人民元 NRA 口座開設手続きを行い、口座開設情報を人民元クロスボーダー決済情報管理システムに入力する。 | 人民元クロスボーダー決済情報管理システムは、中国人民銀行が人民元 NRA 口座を管理する根拠であり、当該口座の開設、変更、取消および資金決済などの情報はいずれもこのシステムに伝達され、監督管理を受ける。 |

紙面の関係上、以上の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」(Issue 325)のなかで、「人民元 NRA 口座の使用条件と原則は何か」、「人民元 NRA 口座をどのように使用するか」、「人民元 NRA 口座をどのように管理するか」などについて分析を続ける。

(里兆法律事務所が 2012 年 12 月 14 日付で作成)

⁶ 特殊机构代码虽不是境外机构开立人民币 NRA 账户的前提条件，但在办理该账户资金的国际收支申报等场合会用到，因此，原则上，境外机构应尽快向外汇管理部门申领特殊机构代码。

⁶ 特別機関コードは、国外機関が人民元 NRA 口座を開設する際的前提条件ではないが、当該口座の資金の国際収支申告などを行う際に使用することになるため、原則として、国外機関は外貨管理部門から特別機関コードを早急に獲得しておく必要がある。